

談話 高浜原発再稼働差し止めの仮処分決定を歓迎する

2015年4月15日 全商連 事務局長 岡崎民人

福井地裁は、先日14日、関西電力高浜原発（福井県高浜町）3、4号機の再稼働差し止めを求める仮処分申請について、差し止めを命じる画期的な決定を下しました。仮処分の手続きで原発の運転差し止めが認められるのは初めてのことであり、大きな意義があります。

政府は、新規制基準が「世界最高の基準」だと繰り返してきました。しかし、決定は、「新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。新規制基準は合理性を欠くものである」「全世界の地震の1割が我が国の国土で発生し、日本国内に地震の空白地帯は存在しない」と厳しく断じました。

これは、「新規制基準を満たした原発は再稼働させる」という政府の原発再稼働の進め方そのものを根底から覆すものです。高浜原発に限らず、全国の原発にあてはまるものであり、昨年5月の大飯原発3、4号機の差し止め判決などに続く、きわめて重要な判断となりました。

安倍政権と電力会社は、今回の決定を重く受け止め、高浜原発はもとより、鹿児島・川内原発など全国の原発の再稼働を断念すべきです。また、政府が近日発表を予定している原発依存の「エネルギーミックス」（エネルギー基本計画に基づく電源構成）の根本からの見直しを求めます。

全商連は、政府が従来のエネルギー政策を改め、再生可能エネルギーを飛躍的に普及し、「原発ゼロ」をすみやかに実現するために新たな決意を表明するものです。